

労働安全衛生・保安防災

取り組みの詳細

住友化学HP「労働安全衛生・保安防災」

基本的な考え方

住友化学グループでは、「安全をすべてに優先させる」という基本理念の下、基本理念に基づく指針や「私の『基本理念』実行5原則」を設定し、従業員およびともに働く協力会社の皆さまを含む全ての関係者が一体となって、重大事故・重大災害ゼロを目標として安全活動を展開しています。さらに、火災・爆発・有害物質の漏えいなどの保安

事故の未然防止を図るとともに、大規模地震などの自然災害発生時の被害を最小に抑え、開発、製造、物流、使用、廃棄の全ライフサイクルに対するプロセスリスク評価を徹底的に実施して、リスクに基づいた適切な安全対策を講じています。

基本理念:安全をすべてに優先させる

基本理念の根拠

- ① 安全衛生はライン管理が基本である
- ② 安全衛生は一人ひとりに遂行責任がある
- ③ 安全衛生は協力会社と一体である

私の「基本理念」実行5原則

- あらゆる業務において安全衛生の確保を最優先します
- 安全衛生上の問題を現地で摘出し改善します
- ルールおよび指示を遵守します
- 勤務時間の内外を問わず24時間安全人としての行動に徹します
- 協力会社を含む全ての関係者と協力して安全衛生を確保します

住友化学グループの安全基本ルール (グラウンドルール) の徹底

災害発生原因の傾向に鑑み、以下のグラウンドルールを定め、安全行動の定着に努めています。

- ① 作業前に一呼吸置く
- ② 不安全行動に対して相互注意する
- ③ 機器可動部には手を出さない

住友化学の事業所に入構する協力会社の皆さまに対しても、安全の基本理念やグラウンドルールを記載したポケットサイズのカードや入構証を配布し、周知しています。

教育・訓練

住友化学およびグループ会社の各事業所では、高所作業、酸素欠乏危険場所での作業、高温・低温環境下での作業、騒音下での作業、特定化学物質や有機溶剤の取り扱い作業などの労働安全衛生上の配慮を要する作業従事者に対して、作業内容や取り扱い物質、保護具の着用などについての教育・訓練を必要な時期に実施するとともに、特殊健康診断や作業環境測定、産業医や衛生管理者などによる職場パトロールを定期的実施し、作業環境の整備・維持に努めています。

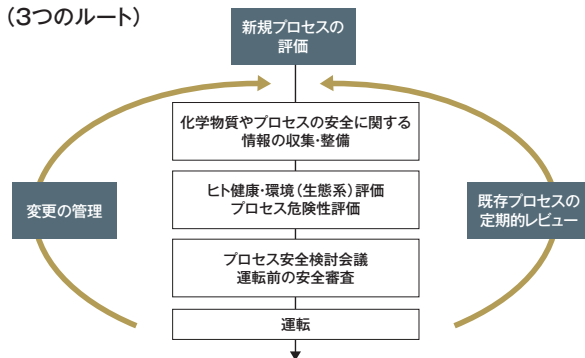
また、住友化学の事業所内で作業される協力会社の皆さまに対し、入構者安全教育、工事監督者研修(監督者の責務、リスクアセスメントなど)、危険体感研修なども実施しています。

さらに、従業員のプロセス安全確保のための知識・スキル習得を支援するために、火災・爆発・反応危険・静電気などの保安防災技術に関する各種の集合研修(座学、ディスカッション、体感型)やeラーニング研修を実施しています。それらに加えて、プロセスリスク評価、対策立案等の中心的な役割を担う人材を育成しています。

リスク管理の取り組み

住友化学では、新規プロセスの研究開発から工業化段階を経てプラントの設計・建設、運転・維持、さらには廃棄に至るまでの各段階でプロセス安全、化学品(原料・製品)安全、労働安全衛生などに関するリスク管理を実施しています。これらのリスク管理に必要な項目や手順は、会社基準である「開発工業化規則」、「安全管理規則」、「化学品安全管理規則」などで具体的に定めています。また、主要な連結経営会社にもこの仕組みを展開し、グループ全体の安全管理レベルの向上を図っています。

プロセスのリスク管理 (3つのルート)



大規模自然災害への備え

住友化学では、2004年に「地震対策の基本方針」を定め、リスクの高い設備の耐震改修を自主的に進めてきました。さらに最近の「既存設備に対する耐震性向上」の行政指導に基づき、重要度の高い高圧ガス設備に対する耐震改修計画を作成し、計画に従って耐震改修工事や建て替え工事を実施しています。これらの工事を行うまでは、耐震基準を満たすための高圧ガスの保有量軽減、万一事態が発生した場合でも工場敷地外に影響を及ぼさないようにするための運転圧力低減など、保安確保のためのリスク低減対策を実施しています。

また、近年の自然災害の激甚化傾向を踏まえ、安全対策が十分か常に見直し、必要に応じたハード・ソフト両面での対策を実施しています。

製品安全・品質保証

取り組みの詳細 ▶ 住友化学HP「プロダクトスチュワードシップ・製品安全・品質保証」

基本的な考え方

住友化学のプロダクトスチュワードシップ

住友化学グループは、「レスポンシブルケア(安全、健康、環境、品質)基本方針」の下に、プロダクトスチュワードシップ^{※1}を推進し、お客さまが満足し、かつ安心して使用できる品質の製品とサービスの提供に努めています。

リスクに基づく化学品管理が求められる時代になっており、当社も、化学業界団体が推進する、プロダクトスチュワードシップを強化するための自主的な取り組み(GPS/JIPS)^{※2}に賛同し、推進メンバーとして

キャパシティー・ビルディング活動などに積極的に参画するとともに、自社製品のリスク評価とリスクに基づく適切な管理に取り組んできました。引き続き国際的な潮流への対応をしていきます。

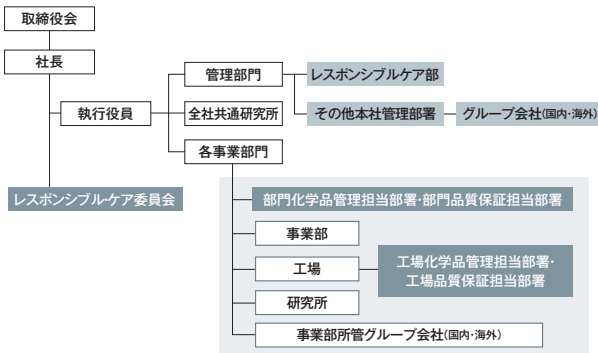
※1 プロダクトスチュワードシップ:化学製品の開発から製造、販売、使用・消費、廃棄に至るサプライチェーンを含んだ全ライフサイクルを通して、そのリスクを評価し、リスクに応じて人の健康と環境を保護する活動

※2 GPS/JIPS:各企業がサプライチェーン全体を通して化学物質のリスクを最小限にするために、自社の化学製品を対象にリスク評価を行い、リスクに基づいた適正な管理を行うとともに、その安全性情報を、お客さまを含めた社会一般に公開する取り組み

化学品管理・品質保証活動体制

住友化学のレスポンシブルケア活動の最上位審議・承認機関である「レスポンシブル・ケア委員会」は、レスポンシブル・ケア委員長(社長)の下に、社内の4事業部門および管理部門の統括・担当役員ならびに各工場の工場長により構成されており、レスポンシブル・ケア活動の年度方針や中期計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを行っています。

化学品管理・品質保証活動体制

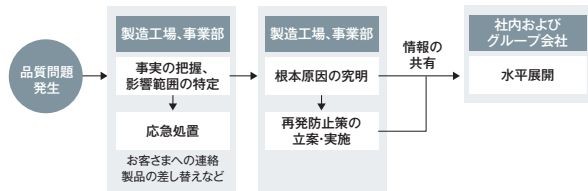


安定した品質の製品・サービスの提供

住友化学グループでは全ての製品やサービスにおいて安定した品質のものをお客さまに継続的にお届けするために、それぞれ適切な品質マネジメントシステムや基準(ISO9001^{※3}、GMP^{※4}など)に基づく管理体制の下、日々の管理を徹底するとともに、さらなる品質向上を目指して努力を続けています。

※3 ISO9001:国際標準化機構(ISO)が発行する品質マネジメントシステムの国際規格
 ※4 GMP(Good Manufacturing Practice):医薬品の製造管理および品質管理の基準

品質問題発生時の処理の流れ



情報共有体制とコンプライアンスの徹底

コンプライアンス徹底のために、世界の法規制動向に大きな影響を持つ欧州・米州・中国・アジア大洋州の地域統括会社プロダクトスチュワードシップ専任者を配置し、規制動向に関する情報をいち早く収集する体制を構築しています。特に、法整備の活発な動きが見られる中国・韓国・台湾・東南アジア・インドについては、グループ会社と連携しながら、各国の化学品規制に適切に対応しています。

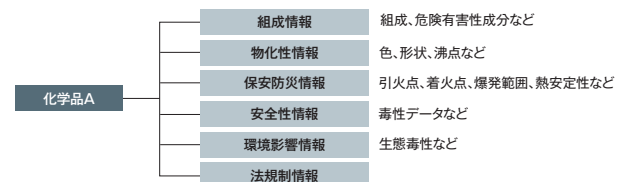
化学品総合管理システム(SuCCCESS)の有効活用

住友化学は、自社が取り扱う全ての化学品の組成情報、危険性や有害性といった安全性情報、法規制情報などを適切に管理し、有効に活用するため、化学品総合管理システム(SuCCCESS^{※5})を開発しました。このシステムを活用して、当社製品に含まれる化学物質に関するお客さまからのお問い合わせや欧州REACH規制を含む国内外法規制への的確な対応を行うとともに、GHS^{※6}に準拠した約40カ国語対応のSDS^{※7}を作成し、サプライチェーンを通じたハザードコミュニケーションを的確かつ効率的に実施しています。また、グループ会社へのSuCCCESSの展開も積極的に進めており、2021年度までに国内外のグループ会社14社への導入が完了しました。さらに、数量管理システム(SVT)による化審法の数量届出の集計や、海外への輸出量の集計に利用しています。

※5 SuCCCESS:Sumitomo Chemical Comprehensive Environmental, Health & Safety Management System
 ※6 GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals):2003年に国連が勧告した化学品の危険有害性の種類と程度についての分類と分類結果の伝達方法を定めた世界的なルール
 ※7 SDS(Safety Data Sheet):化学製品を安全に取り扱うための情報(性状、取り扱い方法、安全対策など)を記載したシートで、日本工業規格(JIS)や国際標準化機構(ISO)などによって記載内容が定められている

化学品総合管理システム(SuCCCESS)

組成情報、安全性情報、法規制情報などがツリー構造で管理されています。



人権尊重

[取り組みの詳細](#)
[住友化学HP「人権の尊重に関する基本方針」](#)

基本的な考え方

住友化学は、人権尊重を事業継続のための基盤の一つと位置づけ、経営の重要課題としてグループ一体となって継続的に取り組み、その内容と進捗を対外的に公表しています。2019年には、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」に準拠した「住友

化学グループ 人権の尊重に関する基本方針」を制定するとともに、「人権尊重推進委員会」を設置しました。それ以降、当該委員会のイニシアティブのもと、当社グループ一体となってバリューチェーンを通じた人権尊重の取り組みを行っています。

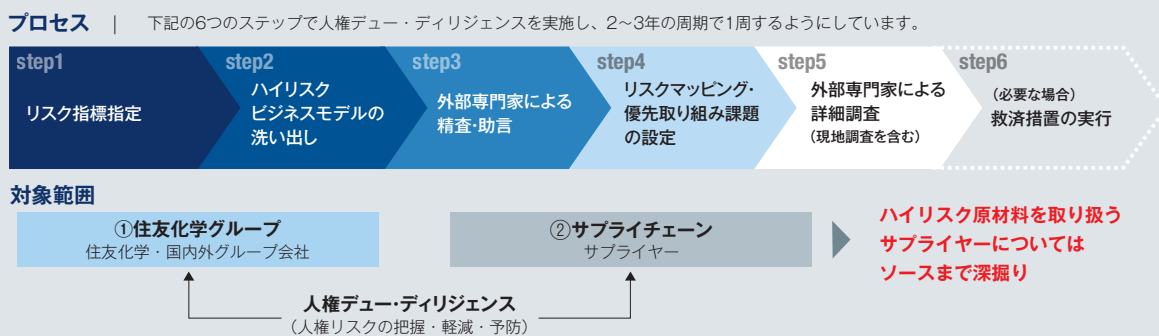
人権デュー・ディリジェンスの全体像

住友化学グループは、事業活動における人権の尊重を目的として、指導原則に準拠した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築しています。人権デュー・ディリジェンスは、①住友化学グループ、②サプライチェーンのそれぞれに対して、人権リスクの把握・軽減・予防を行う取り組みです。さらに、②サプライチェーンのうち、人権への負の影響を生じさせるリスクが高い原材料（ハイリスク原材料）のサプライ

ヤーに対しては、そのソースまで深掘りしています。

人権デュー・ディリジェンスを通じて、当社グループの事業活動に起因して人権への負の影響が発生している、または当社グループの事業活動がこれを助長していることが判明した場合には、関連するステークホルダーとの協議を行い、適切な手続きを通じて、その是正・救済を行ってまいります。

人権デュー・ディリジェンスのプロセスと対象範囲



具体的な取り組み

	これまでの取り組み	2022年度の取り組み計画
住友化学グループ	2019年度に実施した当社および連結経営会社を対象とした人権リスクアセスメントにおいて相対的に人権リスクが高いと考えられたグループ会社30社に対して、2020年度に現地調査や質問状による書面調査を実施しました。2021年度は、前年度の現地調査・書面調査のフォローアップを実施し、生活賃金への配慮など、人権尊重に向けた取り組みの状況を確認しました。この結果を踏まえ、さらなる強化策として、サプライヤーに要請する事項に「人権・労働」を明示するなどの対策を講じてまいります。	定期的な人権リスクを評価することが重要であることから、当社および連結経営会社を対象とした人権リスクアセスメント（二巡目）を実施します。また、当社グループ従業員一人一人が、人権尊重への理解をより一層深められるよう、外部講師を招いて当社グループ会社従業員向けの研修を実施するなど啓発活動を引き続き行ってまいります。
サプライチェーン	サプライヤーへのサステナブル調達ガイドブックの配布、サステナビリティ全般の取り組み状況の調査等を実施してまいりました。2021年度はこれらの取り組みに加え、当社主要サプライヤーである国内取引先に対して、新たに人権に特化した質問票による詳細調査を実施しました。その結果、おおむね指導原則に則した取り組みを実施しているものの、一部のサプライヤーにおいてはさらなる指導原則に則した取り組みへの理解と協力が得られるよう働きかけを強める必要があることを把握しました。	2021年度の人権質問票による調査結果を踏まえ、主要サプライヤーとのエンゲージメントを通じて対応を検討してまいります。また、人権・サステナビリティに関する取り組み強化の潮流を踏まえ、「住友化学グループ サステナブル調達ガイドブック」を改定し、サプライヤーとの理解と認識の共有を進めてまいります。
上記のうち、ハイリスク原材料を取り扱うサプライヤー	2020年に策定した「住友化学グループ 責任ある鉱物・原材料の調達方針」に則り、サプライチェーン上で人権への負の影響を生じさせるリスクが高い原材料（ハイリスク原材料）の調達先に対し優先的にデュー・ディリジェンスを実施するべく、当社国内グループ会社でのハイリスク原材料の使用状況について2020年度から調査を実施してまいりました。その結果、一部の原料の調達ソースについて追加確認が必要であることを把握しました。	前述の一部の原料の調達ソースについて、これまでの調査結果を踏まえて追加確認を実施してまいります。また、引き続き、ハイリスク原材料を取り扱う取引先に対し、RMI※に準拠した報告を要請し、順次リスクアセスメントを進めるとともに、海外グループ会社への展開を検討してまいります。

※RMI：Responsible Minerals Initiative

サイバーセキュリティ

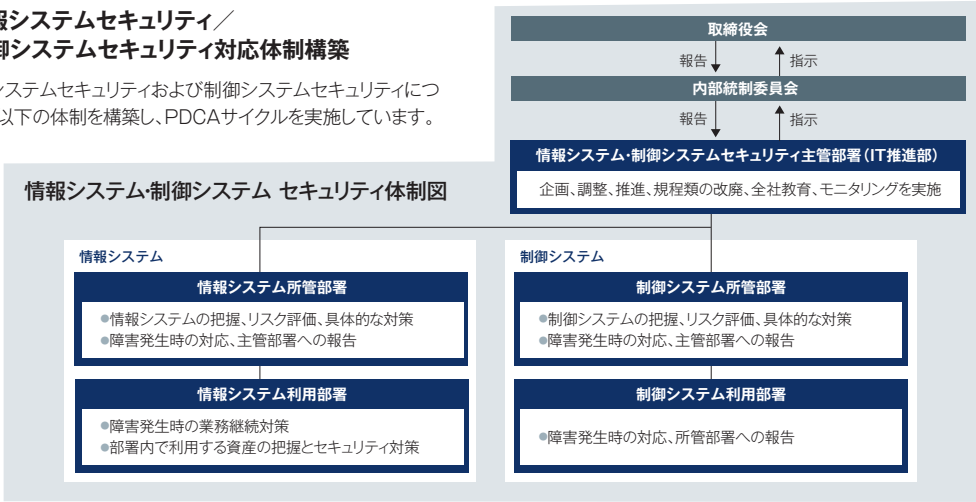
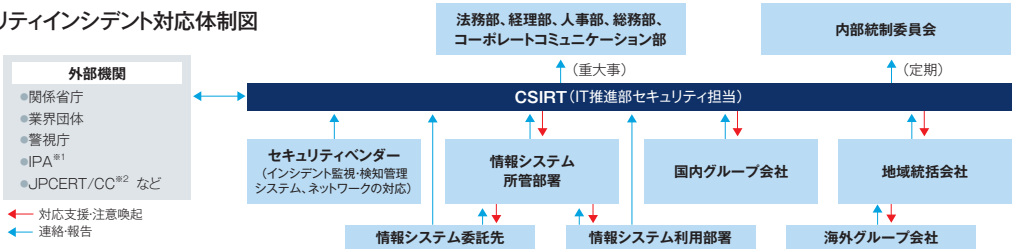
基本的な考え方

ITを活用することで業務の生産性向上、事業の競争力確保、新たなビジネスモデルの創出を追求するデジタル革新が加速している一方、在宅勤務機会の増加やサイバー攻撃の巧妙化など、情報システムに関するさまざまな影響が増加しています。サイバーセキュリティの目的は、情報、情報システムおよび情報通信ネットワークを正しく管理し、漏えいや紛失を未然防止する

とともに、セキュリティインシデント発生時に影響を最小限に抑えることです。当社は、重要インフラ事業者の一員として、サイバーセキュリティを経営問題と捉え、組織的・制度的・人的・技術的・物理的な切り口から多面的に対策を講じ、ますます高まるサイバーセキュリティにのつての脅威に対応していきます。

当社のセキュリティ対策

組織の情報セキュリティの枠組みの国際規格であるISMS (Information Security Management System) の考え方に準じてセキュリティポリシーを定め、多面的なセキュリティ対策(多層防御と減災)を講じています。

対策分類	対策内容
組織的対策	<p>●情報システムセキュリティ/制御システムセキュリティ対応体制構築</p> <p>情報システムセキュリティおよび制御システムセキュリティについて、以下の体制を構築し、PDCAサイクルを実施しています。</p>  <p>情報システム・制御システム セキュリティ体制図</p> <p>情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム所管部署 <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの把握、リスク評価、具体的な対策 障害発生時の対応、主管部署への報告 情報システム利用部署 <ul style="list-style-type: none"> 障害発生時の業務継続対策 部署内で利用する資産の把握とセキュリティ対策 <p>制御システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御システム所管部署 <ul style="list-style-type: none"> 制御システムの把握、リスク評価、具体的な対策 障害発生時の対応、主管部署への報告 制御システム利用部署 <ul style="list-style-type: none"> 障害発生時の対応、所管部署への報告
	<p>●セキュリティインシデントに備え、事前に組織内外との情報共有体制を構築</p> <p>情報システムセキュリティ主管部署 (IT推進部) 内にCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置し、外部機関からのセキュリティ情報の分析、当社グループ内への注意喚起や当社グループ内で発生したセキュリティインシデント情報を収集し、対応を全体管理しています。</p>  <p>セキュリティインシデント対応体制図</p> <p>外部機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁 業界団体 警視庁 IPA^{※1} JPCERT/CC^{※2} など <p>CSIRT (IT推進部セキュリティ担当)</p> <p>法務部、経理部、人事部、総務部、コーポレートコミュニケーション部</p> <p>内部統制委員会</p> <p>セキュリティベンダー (インシデント監視・検知管理システム、ネットワークの対応)</p> <p>情報システム所管部署</p> <p>国内グループ会社</p> <p>地域統括会社</p> <p>海外グループ会社</p> <p>情報システム委託先</p> <p>情報システム利用部署</p> <p>※1 IPA：独立行政法人 情報処理推進機構 ※2 JPCERT/CC：Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center</p>
制度的対策	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ会社を含めてセキュリティに関する標準、基準文書を制定 ●グループ会社を含めて定期的にITセキュリティ自己点検、ITセキュリティ内部監査を実施
人的対策	<ul style="list-style-type: none"> ●eラーニングシステムなどを利用したセキュリティ定期教育を実施 ●注意喚起やセキュリティインシデント対応演習を実施
技術的対策	<ul style="list-style-type: none"> ●サーバやパソコンなど個々のコンピュータやネットワークについて、アクセス制御対策、マルウェア対策、脆弱性対策などを実施
物理的対策	<ul style="list-style-type: none"> ●入退室管理などの対策が完備されたクラウドサービスの利用

コンプライアンス

[取り組みの詳細](#)
[住友化学HP「コンプライアンス」](#)

基本方針

住友化学グループでは、コンプライアンスを企業経営の根幹と位置づけ、事業活動を行っている世界各国において、諸法令だけでなく、企業倫理の遵守を徹底するための活動に注力しています。コンプライアンス重視の精神は会社創業から今日に至るまで脈々と受け継がれ、その姿勢は従業員が守るべき行動規範として住友化学企業行動憲章に具体化され、また日々のコン

プライアンス活動のバックボーンとなっています。特に昨今、企業が社会的責任を果たすことが従来以上に期待されるなか、グローバル化した当社グループの事業活動におけるコンプライアンスの徹底をさらに深化させるべく、住友化学グループはトップマネジメントによる強いリーダーシップのもとで、グループ一丸となってコンプライアンス活動をさらに推進しています。

住友化学グループ コンプライアンス体制

1 コンプライアンス委員会

住友化学は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、最低年1回(必要があれば随時)開催しています。その委員会で議論された内容は、取締役会および監査役会に報告されフィードバックを受けています。同委員会はグローバルな視点から、住友化学グループ全体でのコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、各事業部門および国内外のグループ各社に対して指導・支援しています。

2 実効性を重視したグループコンプライアンス体制 ("Think globally, Manage regionally, Act locally")

事業のグローバル化が深化するにつれ、各国、各社の状況に即したコンプライアンス体制のきめ細かい運営が一層重要となることから、主要な事業地域に地域法務コンプライアンス統括機能 (Regional Legal and Compliance Office (RLCO)) を設置し、各社個別の具体的な課題やニーズを把握し、必要とする施策の立案・実施、コンプライアンス体制の構築および運営などについて協働するとともに、支援指導しています。

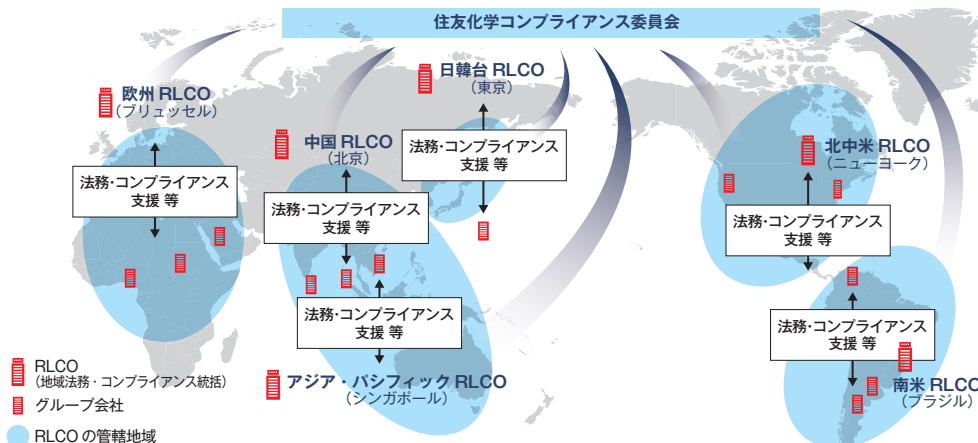
3 当社およびグループ会社における コンプライアンス体制の導入およびその運営

住友化学グループ全体でコンプライアンスを徹底するためには、住友化学およびグループ各社がそれぞれコンプライアンス体制を確立し、運営することが重要です。住友化学およびグループ各社は、以下の取り組みをしています。

- 1 コンプライアンス委員会の設置・運営
(通報対応、コンプライアンス違反調査対応を含む)
- 2 コンプライアンスマニュアルの導入と定期的な見直し
- 3 内部通報制度(スピークアップ制度)の導入・運営
- 4 コンプライアンスリスクを踏まえたコンプライアンス活動
(啓発、研修)の実施など

4 内部通報制度(スピークアップ制度)

住友化学グループでは、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、当社の役職員(契約社員などを含む)の他、役職員の家族、グループ会社の役職員とその家族、当社およびグループ会社の退職者ならびに取引先等、当社グループの事業に何らかの関与のある全ての方々からコンプライアンス違反またはそのおそれを知った場合に、顕名または匿名で直接コンプライアンス委員会または社外の弁護士などに通報できる、内部通報制度(スピークアップ制度)を導入しています。通報制度の利用促進にグループ全体で取り組んでおり、その結果、2021年度の住友化学グループ全体の通報件数は190件となりました。なお、通報およびコンプライアンス調査事案については、監査役会に定期的に報告しています。



住友化学は、2021年12月11日付で、消費者庁の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」(WCMS認証)の登録を更新しました。

腐敗防止

取り組みの詳細  住友化学HP「腐敗防止」

基本方針

企業活動のグローバル化の進展に伴い、国際取引における公正な競争の確保がますます重要になっています。このことから、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄防止法の強化に見られるとおり、贈収賄などの腐敗行為を防止すべきとの認識が国際的に高まり、法規制の厳格化が進んでいます。かかる状況のもと、住友化学は公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品

の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止をコンプライアンス徹底における最重要課題の一つとして位置づけています。そして、腐敗リスクに適切に対応できる社内体制を充実させることにより、その発生を未然に防止するなど、健全な経営環境を確保することに注力しています。

独禁法遵守・贈収賄防止委員会

住友化学では、腐敗防止の徹底のため、取締役会・監査役会の指導・監督のもと、住友化学グループ全体での腐敗防止体制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会(委員長:社長)を設置しています。

同委員会は、社長自らのメッセージで、役職員による公務員への贈賄および役職員による収賄行為(過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任)など、あらゆる形態の腐敗行為禁止についての方針およびコミットメントを示しています。さらに、腐敗防止に関する詳細

なルールを記載した「贈収賄防止マニュアル」を制定し、国内外のグループ各社への展開、社内イントラネットへの掲示、定期的な研修などを実施することで、当社およびグループ会社の役職員に遵守を徹底しています。

また、各国における腐敗防止規制や腐敗リスク(取引状況や取引先の所在国など)のアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、腐敗防止確保に関する方針や強化策を決定し、当社を含むグループ各社に展開し、運用しています。

サプライチェーン全体での取り組み

当社グループは、腐敗防止を当社グループのサプライチェーン全体で達成するために、エージェント、コンサルタント、ディストリビューターなどのビジネスパートナーには、新規起用時や契約更新時、ビジネスミーティングなどの際に、定期的に腐敗防止に関する当社の方針について研修を実施するなど周知徹底しています。そして、これを遵守することについて宣誓を受けています。また、起用や更新の度に、デュー・ディリジェンス手続きとして、ビジネスパートナーに会社概要や過去の腐敗問題の有無などについて書面での回答を求め、その回答をもとに腐敗リスクのアセスメントを実施しています。さらに、公

共入札取引や開発途上国など腐敗リスクが高い案件におけるビジネスパートナーの起用時には、上記に加え、外部専門家によるビジネスパートナーへの実地インタビューなどを含む、より精緻なリスクアセスメントを行っています。アセスメントの結果、腐敗リスクがあると判断された場合は、ビジネスパートナーへ腐敗防止に関する啓発活動を行うとともにビジネスパートナーにおける腐敗防止体制の強化などの是正策の実施を要請し、当社グループもこれを支援します(是正策の実施が拒否された場合、またはアセスメントの過程で腐敗行為が強く懸念される場合は、そのビジネスパートナーを起用しません)。

その他の施策

以上の施策の他にも、接待や贈答の授受に関する社内規則の運用、各種の決裁手続きや支払手続きの厳正な運用などを通じて腐敗行為の防止に取り組んでいます。

また、腐敗行為またはそのおそれといった事態を早期に把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期に是正するため、ビジネスパートナーや取引先など、当社の事業に何らかの関与がある全ての方々が利用可能な内部通報制度(スピークアップ制度。匿名通

報可能)を設置し運用しています。さらに、グループ役職員およびビジネスパートナーや取引先などにこの制度の活用について周知しています。

腐敗行為が確認された役職員については、社内規則に照らした上で懲戒の対象となり、ビジネスパートナーや取引先については、その是正を求めるとともに、取引中止などの措置を取ります。